

精華町地球温暖化防止実行計画（第4期）

令和6年10月 策定

精 華 町

目次

第1章 基本的事項	1
1 計画の策定背景.....	1
2 計画の目的.....	3
3 計画の位置付け.....	3
4 計画の期間.....	3
5 計画の対象範囲.....	4
6 対象とする温室効果ガスの種類.....	5
第2章 精華町における温室効果ガスの排出状況	6
1 第1期実行計画の概要と実績.....	6
2 第2期実行計画の概要と実績.....	7
3 第3期実行計画の概要と実績.....	8
第3章 温室効果ガス総排出量の削減目標	9
1 温室効果ガス総排出量の削減目標.....	9
2 本実行計画における取組項目及び削減目標.....	10
第4章 具体的な取組活動	11
第5章 計画の推進と点検	14
1 推進体制と点検・評価・見直し.....	14
2 職員に対する研修.....	15
3 公表.....	15

第 1 章 基本的事項

1 計画の策定背景

①地球温暖化問題の現状

地球温暖化の問題は、地球規模の大きな問題であり人類の生存基盤に関わる最も重要な環境問題です。

18 世紀後半頃からの産業の発展に伴って、人類は石炭や石油などの化石燃料を大量に消費し、温室効果ガスを大量に排出するようになりました。大気中の温室効果ガスの濃度が高まり、地球規模で平均気温が上昇した結果、世界の各地で地球温暖化の影響が顕在化しています。海面水位の上昇や、豪雨や台風等の異常気象の増加、気温上昇による農作物や生態系への悪影響、真夏日や熱帯夜の増加に伴う熱中症など、様々な被害が増えています。

②地球温暖化問題に関する国際的な動向

こうした地球温暖化の影響が高まってきたことを受け、世界的にも温室効果ガスの削減に向けた取組が進められてきました。

平成 27（2015）年に国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）がパリで開催され、地球の平均気温の上昇を 2 度より十分低く保つとともに、1.5 度に抑えるよう努力する長期目標に掲げた「パリ協定」が採択されるとともに、今世紀末までに温室効果ガスの排出と吸収とを均衡させるという方向性が示されました。同じ平成 27（2015）年の国連サミットでは、SDGs（持続可能な開発目標）が採択され、環境・経済・社会のそれぞれの課題を同時に解決することが重視されるようになってきています。

その後、気候変動に関する総合的な評価を行う「気候変動に関する政府間パネル（IPCC）」が令和 3（2021）年に公表した「第 6 次評価報告書」では、「人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がない」と確定的に明記し、温室効果ガス削減が重要課題であること、温室効果ガス排出量の早期削減が必要と訴えています。

③地球温暖化問題に関する国内の動向

国内では、令和 2（2020）年 10 月の国会で、政府は令和 32（2050）年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロにするカーボンニュートラルを達成することを宣言しました。その後の「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」においても、基本的な理念として「カーボンニュートラル」が定められています。

その後、令和 3（2021）年には、令和 12（2030）年度に温室効果ガスを平成 25（2013）年度比で 46%削減することを目指し、さらに、50%の高みに向けて挑戦することを宣言しました。その後、令和 3（2021）年 10 月に、上記の 46%の削減目標を踏まえ、地球温暖

化対策の総合的かつ計画的な推進を図る新たな地球温暖化対策計画を閣議決定しました。

京都府においても、令和 2（2020）年 12 月に第 3 次京都府環境基本計画を策定し、21 世紀半ばの京都府の将来像を「京都の『豊かさ』をはぐくむ脱炭素で持続可能な社会」と掲げ、令和 32（2050）年に温室効果ガス排出量を実質ゼロとすることを長期的な目標としています。令和 5（2023）年 3 月には、京都府地球温暖化対策推進計画を改定し、令和 12（2030）年度の温室効果ガス排出量を 46%以上削減（平成 25（2013）年度比）することを当面の目標としています。

一方、地球温暖化対策に関して、温室効果ガス排出量の削減は極めて重要ですが、たとえ今すぐ排出量をゼロにしても、これまでに排出された温室効果ガスのために、地球温暖化は今後も進むと言われていています。そのため、政府は平成 27（2015）年に「気候変動の影響への適応計画」を閣議決定し、今後気候変動の影響が生じた場合においても国民の生命、財産及び生活、経済、自然環境等への被害を最小化又は回避し、迅速に回復できる、安全・安心で持続可能な社会の構築を目指すことを定めました。

④精華町のこれまでの取組

精華町においては、平成 12（2010）年 3 月に第 1 期となる地球温暖化防止実行計画を策定し、環境負荷の少ない事務・事業の遂行に取り組み、温室効果ガス排出量の削減に取り組んできました。その後、計画は第 3 期まで改訂され、本計画が第 4 期の計画となります。

また、令和 6（2024）年 3 月には、精華町では初めてとなる精華町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を策定しました。

表 1 精華町の事務・事業におけるこれまでの取組

時期	施設名	内容
【第 1 期】 平成 20（2008）年 11 月から 平成 25（2013）年 10 月まで	役場庁舎・ 図書館	平成 19（2007）年 11 月～平成 20（2008）年 10 月の実績値を基準に 5 %削減を目標
	外部職場	平成 20（2008）年 11 月～平成 21（2009）年 10 月の実績値を基準に 4 %削減を目標
【第 2 期】 平成 25（2013）年 11 月から 平成 30（2018）年 10 月まで	役場庁舎・ 図書館	平成 20（2008）年 11 月～平成 25（2013）年 10 月の各年実績平均値を基準に 5 %削減を目標
	外部職場	平成 21（2009）年 11 月～平成 25（2013）年 10 月の各年実績平均値を基準に 5 %削減を目標
【第 3 期】 平成 30（2018）年 11 月から 令和 5（2023）年 10 月まで	役場庁舎・ 図書館	平成 29（2017）年 11 月～平成 30（2018）年 10 月の実績値を基準に 5 %削減を目標
	外部職場	平成 29（2017）年 11 月～平成 30（2018）年 10 月の実績値を基準に 5 %削減を目標

2 計画の目的

本実行計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律第 21 条第 1 項に基づき、町が事務・事業に関し、温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画を策定するものとされており、具体的な取組事項を定め、実行することにより、地球温暖化防止対策の推進を図ることを目的とする計画です。

また、今後の国のエネルギー政策等の動向を見極めつつ、再生可能エネルギーの活用や省エネなどのエネルギーの効率的利用にこれまで以上に強い決意をもって取り組んでいくこととします。

3 計画の位置付け

本町では、令和 5（2023）年 3 月に精華町第 6 次総合計画を策定し、「人がつながり夢を叶える学研都市精華町」を町の将来像として設定、その中で環境との共生のまちづくりを推進しています。また、そのための具体的な取組として、平成 21（2009）年 3 月には「KES・環境マネジメントシステム・スタンダード・ステップ 1」（以下『KES』という。）を認証取得、以降も毎年認証の確認を継続しています。

本実行計画は、その目的や目標に関して、KES との共通点もあることから、同システムと一体的に取り組んでいくこととします。

4 計画の期間

本実行計画では、直近の令和 4（2022）年度※を基準年度とし、計画期間は、令和 5（2023）年 11 月～令和 10（2028）年 10 月までの 5 年間とします。ただし、状況の変化に応じて適宜見直しを行うものとします。

※本町の KES の取組と整合性を合わせるため、各年度は 11 月～翌年 10 月を 1 年間として取り扱います。

5 計画の対象範囲

本実行計画では、本町の外部職場を含めた全ての組織や施設における事務・事業を対象としますが、当面は表2の施設とします。

また、外部への委託等により実施するもので、温室効果ガスの排出の抑制等の措置が可能なものについては、受託者に対して必要な措置を講ずるよう要請することにします。

表2 計画対象施設

施設分類	施設名
役場庁舎・図書館	精華町役場庁舎・図書館
外 部 職 場	精華町消防本部、精華町上下水道部事務所、 精華町地域福祉センターかしのき苑、精華町人権センター、 精華町地域資源総合管理センター華工房、精華町立こまだ保育所、 精華町立ほうその保育所、精華町立いけたに保育所

表3 今後予定する施設

施設分類	施設名
外 部 職 場 (学 校)	川西小学校、精北小学校、山田荘小学校、東光小学校、 精華台小学校、精華中学校、精華南中学校、精華西中学校

表4 計画対象除外施設（指定管理者等委託施設）

施設分類	施設名
外 部 職 場	精華町国民健康保険病院、精華町立ひかりだい保育所、 精華町立せいかだい保育所、精華町保健センター、 精華町コミュニティーホール、 精華町立体育館・コミュニティーセンター

6 対象とする温室効果ガスの種類

地球温暖化対策の推進に関する法律において排出削減の対象となっている温室効果ガスは、二酸化炭素（CO₂）※、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン（HFC）、パーフルオロカーボン（PFC）、六フッ化硫黄（SF₆）、三フッ化窒素（NF₃）です。

温室効果ガス7種類のうち本町において対象とするのは、温室効果ガス排出量が全体の9割以上を占め地球温暖化への影響が大きい二酸化炭素とします。

第2章 精華町における温室効果ガスの排出状況

1 第1期実行計画の概要と実績

【計画概要】

① 計画期間	平成20（2008）年11月から平成25（2013）年10月まで
② 基準年度	役場庁舎・図書館：平成19（2007）年11月 ～平成20（2008）年10月
	外部職場：平成20（2008）年11月～平成21（2009）年10月
③ 削減目標	基準年度を基準として、温室効果ガスの総排出量（CO ₂ 換算）及び各取組項目を計画最終年度に5％、外部職場については4％削減する。

【実績】

温室効果ガス排出量の各年度実績（基準年度との比較）

表5 温室効果ガス排出量の各年度実績【役場庁舎・図書館】

	基準年度 H19.11～H20.10	1年目 H20.11～	2年目 H21.11～	3年目 H22.11～	4年目 H23.11～	5年目 H24.11～
温室効果ガス （CO ₂ ）kg	727,838	705,989	723,560	705,184	700,664	723,868
基準年度 との比較	－	▲3.0%	▲0.6%	▲3.1%	▲3.7%	▲0.5%

表6 温室効果ガス排出量の各年度実績【外部職場】

	基準年度 H20.11～H21.10	1年目 H21.11～	2年目 H22.11～	3年目 H23.11～	4年目 H24.11～
温室効果ガス（CO ₂ ）kg	350,954	362,055	348,604	333,111	342,184
基準年度との比較	－	3.2%	▲0.7%	▲5.1%	▲2.5%

※実績値には、むくのきセンター（指定管理へ移行）、ほうその保育所（建替え）は含まれていない。

2 第2期実行計画の概要と実績

【計画概要】

① 計画期間	平成 25（2013）年 11 月から平成 30（2018）年 10 月まで
② 基準年度	役場庁舎・図書館：平成 20（2008）年 11 月 ～平成 25（2013）年 10 月の各年実績平均値を基準
	外部職場：平成 21（2009）年 11 月～平成 25（2013）年 10 月の各年実績平均値を基準
③ 削減目標	基準年度を基準として、温室効果ガスの総排出量（CO ₂ 換算）及び各取組項目を計画最終年度に 5 %削減する。

【実績】

温室効果ガス排出量の各年度実績（基準年度との比較）

表 7 温室効果ガス排出量の各年度実績【役場庁舎・図書館】

	基準年度 H20. 11～H25. 10 平均値	1 年目 H25. 11～	2 年目 H26. 11～	3 年目 H27. 11～	4 年目 H28. 11～	5 年目 H29. 11～
温室効果ガス (CO ₂) kg	711, 853	701, 897	691, 932	706, 715	718, 381	760, 629
基準年度 との比較	－	▲1. 4%	▲2. 8%	▲0. 7%	0. 9%	6. 9%

表 8 温室効果ガス排出量の各年度実績【外部職場】

	基準年度 H21. 11～H25. 10 平均値	1 年目 H25. 11～	2 年目 H26. 11～	3 年目 H27. 11～	4 年目 H28. 11～	5 年目 H29. 11～
温室効果ガス (CO ₂) kg	372, 959	414, 364	425, 594	439, 180	429, 603	422, 453
基準年度 との比較	－	11. 1%	14. 1%	17. 6%	15. 2%	13. 3%

※実績値は、8施設の実績で再算出した数値。

3 第3期実行計画の概要と実績

【計画概要】

① 計画期間	平成30（2018）年11月から令和5（2023）年10月まで
② 基準年度	役場庁舎・図書館：平成29（2017）年11月～平成30（2018）年10月
	外部職場：平成29（2017）年11月～平成30（2018）年10月
③ 削減目標	基準年度を基準として、温室効果ガスの総排出量（CO ₂ 換算）及び各取組項目を計画最終年度に5%削減する。

【実績】

温室効果ガス排出量の各年度実績（基準年度との比較）

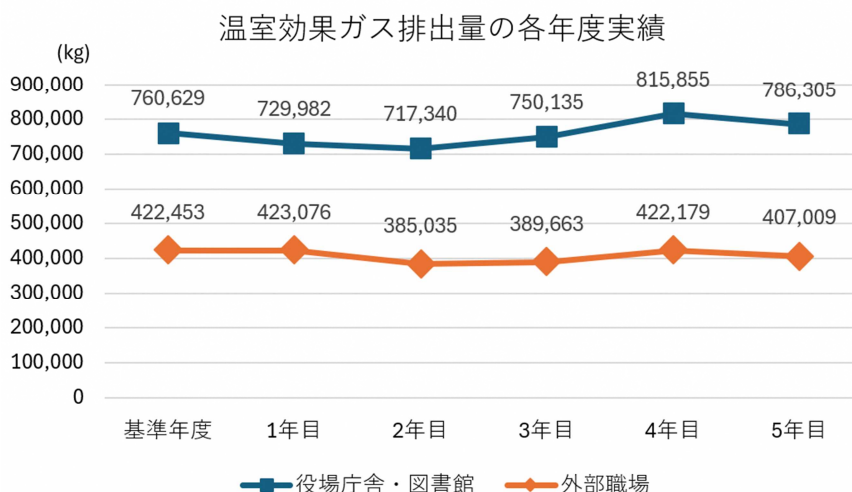
表9 温室効果ガス排出量の各年度実績【役場庁舎・図書館】

	基準年度 H29.11～H30.10	1年目 H30.11～	2年目 R1.11～	3年目 R2.11～	4年目 R3.11～	5年目 R4.11～
温室効果ガス (CO ₂) kg	760,629	729,982	717,340	750,135	815,855	786,305
基準年度 との比較	-	▲4.0%	▲5.7%	▲1.4%	7.3%	3.4%

表10 温室効果ガス排出量の各年度実績【外部職場】

	基準年度 H29.11～H30.10	1年目 H30.11～	2年目 R1.11～	3年目 R2.11～	4年目 R3.11～	5年目 R4.11～
温室効果ガス (CO ₂) kg	422,453	423,076	385,035	389,663	422,179	407,009
基準年度 との比較	-	0.1%	▲8.9%	▲7.8%	▲0.1%	▲3.7%

※実績値は、KES取組施設（8施設）の実績で再算出した数値。



第3章 温室効果ガス総排出量の削減目標

1 温室効果ガス総排出量の削減目標

温室効果ガスの総排出量（CO₂換算）を、平成25（2013）年比で令和12（2030）年に46%削減という国及び精華町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の目標を達成するため、令和10（2028）年までに、役場庁舎・図書館及び外部職場について、本実行計画の基準年度（令和4年度）から30%削減することを目標とします。

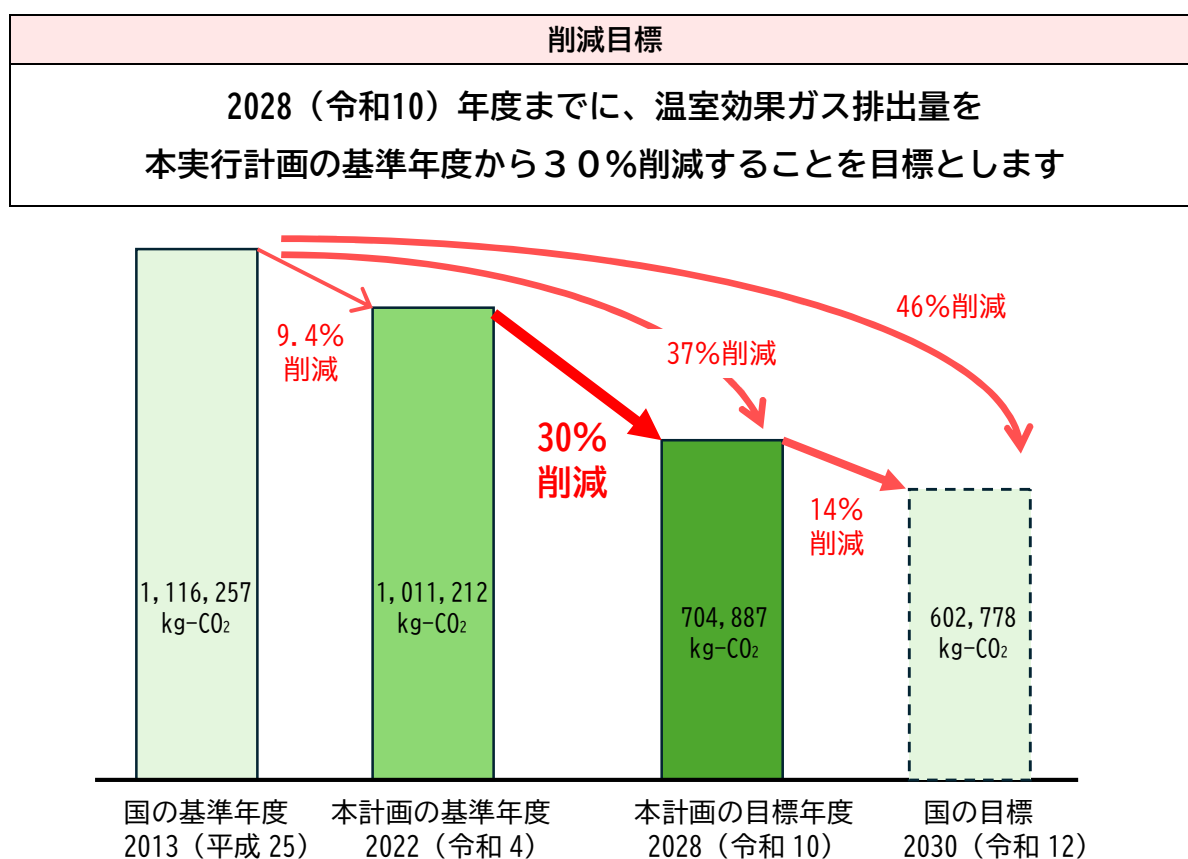


表11 温室効果ガス総排出量の削減目標

対象施設名	国の基準年度の値 （平成25（2013）年11月～ 平成26（2014）年10月の実績値）	本計画の目標年度の値 （令和9（2027）年11月～ 令和10（2028）年10月）
役場庁舎・図書館	701,893（kg-CO ₂ ）	443,227（kg-CO ₂ ）
外部職場	414,364（kg-CO ₂ ）	261,660（kg-CO ₂ ）
合計	1,116,257（kg-CO ₂ ）	704,887（kg-CO ₂ ）

37 % 削減

2 本実行計画における取組項目及び削減目標

取組項目及び削減目標は、KES の取組項目を勘案して設定することとします。

※CO₂ 排出の主な要因である電気使用量は、上記の 30%削減に合わせて削減目標を設定していますが、その他の項目に関しては KES での削減目標に基づいて設定しています。

表 12 本実行計画における取組項目及び削減目標【役場庁舎・図書館】

項目	基準年度 (R4 年度)		削減目標 (R10 年度)
① 電気使用量 (kWh)	1, 106, 477	⇒	738, 874
② ガス使用量 (m ³)	15, 690	⇒	14, 121
③公用車のガソリン (軽油含む) 使用量 (ℓ)	25, 028	⇒	22, 525

表 13 本実行計画における取組項目及び削減目標【外部職場】

項目	基準年度 (R4 年度)		削減目標 (R10 年度)
①電気使用量 (kWh)	472, 151	⇒	456, 674
②ガス使用量 (m ³)	11, 709	⇒	4, 684
③公用車のガソリン (軽油含む) 使用量 (ℓ)	18, 089	⇒	11, 758

第4章 具体的な取組活動

前章で温室効果ガスの削減目標を設定しましたが、それを達成するために引き続き「KES・環境マネジメントシステム」と一体的に取り組むこととします。

具体的な取組内容は次のとおりです。

①電気使用量の削減 ⇒ 省エネルギー化

脱炭素社会を実現するためには、最初に徹底的に省エネルギーを進めることが重要です。これまで以上に効率的なエネルギー使用の実践や、そのための設備投資等に取り組むことが必要です。脱炭素型のビジネススタイルを実践することは、電気代等のエネルギーコストの削減などの経済的メリットにつながることに加えて、環境を大切にする事業者として公共施設での省エネルギーを率先して導入するなど、住民や事業者の規範となるよう努めます。

表 14 具体的な取組活動【電気使用量の削減】

項目	取組内容
(1) 庁舎照明の LED 化	- 令和 6（2024）年度中に工事施工する - 明るさセンサー等の機能を活用し更なる省エネ化を図る
(2) 空調の温度、運転の適正管理	- 気候や勤務環境に適した服装の周知徹底及び温度管理を徹底する（夏季 28 度、冬季 20 度） - ブラインド等を利用し、冷暖房効率を向上する
(3) 職員のエレベーターの使用頻度削減	職員に階段利用を推奨する
(4) 共用部分の照明の削減	- 不要な箇所の照明は消灯する - 無駄な電灯は、こまめに消す
(5) 執務室内の昼休み等の消灯の徹底	- 昼窓口で必要な照明だけ点灯し、不要な箇所は消灯する - 就業時後も、必要箇所以外の不要な照明は消灯する
(6) パソコン等の電源管理	長時間席を離れる場合は、パソコンの電源を OFF する
(7) ノー残業デーの徹底（庁舎の照明消灯）	毎週水曜日は、全庁統一のノー残業デーを実践する
(8) 執務室内整理整頓	- 手元を明るくする - 風通しをよくする

②ガス使用量の削減 ⇒ 省エネルギー化

公共施設での省エネルギーを率先して導入するなど、住民や事業者の規範となるよう努めます。

表 15 具体的な取組活動【ガス使用量の削減】

項目	取組内容
(1) 空調の温度、運転の適正管理	・ 気候や勤務環境に適した服装の周知徹底及び温度管理の徹底する（夏季 28 度、冬季 20 度） ・ ブラインド等を利用し、冷暖房効率を向上する
(2) 執務室内整理整頓	・ 風通しをよくする

③ 公用車等の燃料使用量の削減 ⇒ 省エネルギー化

温室効果ガス排出量の面から見た精華町の特徴は、自動車からの温室効果ガス排出量が多いことです。車の利用を控えて徒歩や自転車、公共交通を利用したり、CO2 排出量の少ない EV 車等の次世代自動車を利用することにより、自動車からの温室効果ガス排出量を大幅に削減することが可能です。また、車の利用を控えた生活をする事は、ウォーキングや自転車利用をより活発化させるなど、結果として健康増進にもつながると期待されます。

そのため、町による公用車への次世代自動車の積極的な導入など移動の脱炭素化を推進します。

表 16 具体的な取組活動【公用車等の燃料使用量の削減】

取組内容
(1) 近隣移動時の徒歩や自転車等の活用 (2) 公用車でのアイドリング禁止、エコ運転 (3) 出張時等は、公共交通機関を積極的に使用

④再生可能エネルギーの導入

脱炭素社会を実現するためには、省エネルギーの取組によってエネルギー使用の全体量を削減した後に、それでもなお必要なエネルギーについて、化石燃料由来のものから、脱炭素社会にふさわしい再生可能エネルギーに変えていく必要があります。

そのため町が再生可能エネルギーの率先導入や調達の検討を進めます。

表 16 具体的な取組活動【ガス使用量の削減】

項目	取組内容
(1) 公共施設での率先導入の推進	・ 公共施設での太陽光発電設備の導入可能性調査や再生可能エネルギーの調達など、導入に向けた手法を検討する

⑤その他啓発活動

その他の啓発活動については、地球温暖化対策等の環境保全に効果がある取組のうち、CO₂の削減量等を算出することは困難なものについて取り上げています。こうした取組についても、住民や事業者の規範となるよう率先的に推進します。

- (1) 施設周辺を毎月清掃
- (2) ゴミの分別の徹底及び減量
- (3) 文書リサイクル、環境にやさしいコピー用紙及び印刷インキの使用
- (4) グリーン購入の推進
- (5) 自動車以外またはその他の効率的な通勤方法に切り替えるように努める
- (6) 環境問題の意識向上に努める
- (7) 健康増進活動への参加

第5章 計画の推進と点検

1 推進体制と点検・評価・見直し

実行計画の推進・点検・評価・見直しにあたっては、既存の精華町公共施設管理検討委員会を活用するとともに、各取組はK E Sの目的及び目標に位置付けて管理します。

また、本計画は上記の方針の下で、P D C Aサイクルに沿って、温室効果ガスの排出量を毎年度把握し、計画の達成状況を点検・評価し、継続的に改善することにより、目標の達成に向けた計画の進行管理を行います。

具体的には表5－1のように毎年スケジュールを定め、総務課が各課からエネルギー消費量や事業の実行状況について報告を受け、結果の取りまとめや点検・評価等を行います。

表5－1 P D C Aの手順（案）

段階	時期	対応項目	役割
Plan(計画)	4～5月	○対象施設の確認 ○目標達成状況の確認	総務課
		○エネルギー消費量・取組状況調査への回答依頼※1	総務課
		○エネルギー消費量・取組状況等調査の内容確認・認識等	施設管理担当者、車両等管理担当者
		○各施設、設備ごとの取組方針の検討・決定 → 総務課に共有	施設管理担当者、車両等管理担当者
Do(実施)	通年	○対策の実施	施設管理担当者、車両等管理担当者、全職員
Check (点検・評価)	通年	○エネルギー消費量等の記録	施設管理担当者
	10月	○エネルギー消費量や取組の中間確認 →必要に応じ改善検討、職員への周知 →必要に応じ次年度計画の検討・予算化	施設管理担当者、設備管理担当者、全職員
	3～4月	○エネルギー消費量・取組状況調査に回答	施設管理担当者、車両等管理担当者
		○実績報告の確認、必要に応じて再依頼	総務課、施設管理担当者
		○実績(エネルギー等調査票)整理、点検・評価、公表 → 担当課と共有	総務課
Act(改善)	3～4月	○次年度の改善方針の検討 →総務課に提出	施設管理担当者、設備管理担当者
		○改善方針のとりまとめ	総務課

2 職員に対する研修

実行計画の目標達成のため、職員一人ひとりが地球環境問題の重要性を認識し、行動するとともに、エネルギー消費量や車両の走行距離などの詳細を記録する必要があるため、必要に応じて職員研修を実施するほか、機会あるごとに環境に関する情報提供等を行います。

3 公表

実行計画の進捗状況については、町ホームページ等を通じて公表するとともに、精華町環境推進委員会に報告します。